

いじめ防止基本方針

銚田市立銚田北中学校

令和5年4月1日改訂

I いじめ問題に関する基本的な考え

1 「茨城県いじめの根絶を目指す条例」 令和2年4月1日施行

令和元年第4回茨城県議会定例会において、議員提案条例として「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が議決され、令和2年4月1日より施行となった。

この条例はいじめの根絶を目指して、「いじめをしない、させない、許さない」との認識を県民が共有し、児童生徒が健やかに成長することができる環境づくりに社会総がかりで取り組むため、行政、学校、校長、教職員、保護者、県民などが果たすべき役割を明らかにし、いじめの早期発見・対処に関する対策を総合的かつ効果的に推進していくことが定められている。

本校では、学校長のリーダーシップのもと、県民一体となる社会総がかりでの対策の推進という条例の趣旨を、全職員で共通理解を深め、「いじめを生まない学校風土づくり」を目指し、日々の教育活動に全力を注いでいく考えである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があるが、いじめ問題についての基本的な認識として以下の①～⑥を教職員はもち解決に向け取り組んでいく。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。【茨城県いじめの根絶を目指す条例第3条】

Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒たち・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 生徒たちや学級の様子を知るためには

① 教職員の気づきが基本

生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが必要となっている。

② 実態把握の方法

生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画をたてる必要がある。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査（QUテストや生活アンケート）等を実態把握の方法として実施する。また、配慮を要する子どもたちの進級、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには

主体的な活動を通して、生徒たちが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

生徒たちは、周りの環境によって大きな影響を受けることから、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が生徒たちに対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒たちに自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てるためには

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々なかかわりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒たちに理解させることが大切である。また、生徒たちが互いに認め合い、支え合うことができるよう、人権教育の視点を生かした授業づくりや言語環境等を進める。

② 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな役割をもつ。とりわけ、いじめ問題は、他者を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、「いじめをしない、許さない」という、人間性豊かな心を育てることが大切になる。

生徒たちは、心が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。道徳教育推進教師を中心に、適切な教材や資料の選定を学年主任や学級担任と協議して授業を実施する。

③ 保護者や地域への働きかけ

P T A 学年又は学級懇談会、地区懇談会、生徒健全育成連絡協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けることが必要である。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校HP、学校・学年だより等を活用し働きかけていく。

【茨城県いじめの根絶を目指す条例第9条】

【茨城県いじめの根絶を目指す条例第10条】

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒たちに関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集することが大切である。

1 いじめ発見のきっかけ

本校におけるいじめ発見は、次のようなきっかけがある。

- ① アンケート調査などからの発見
- ② 学級担任が発見
- ③ 本人からの訴え
- ④ 他の児童生徒からの情報
- ⑤ 担任以外の教職員が発見
- ⑥ 本人の保護者からの訴え

毎月行われる生徒への生活アンケート調査により発見する例が多い。アンケート以外では、学級担任の発見や本人や保護者の訴えなどが多く、教職員のいじめに対する認識が重要なことが分かる。茨城県教育委員会の資料「いじめ発見チェックリスト」（巻末資料参照）を有効に活用し、早期発見できるよう研修を進める。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。また、いじめの疑いがある事例に対しても、生徒一人一人の人権を守る立場から指導を行う。

	分 類
ア	冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
イ	仲間はずれ、集団による無視
ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
オ	金品をたかられる
カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
キ	いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする
ク	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

1 いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ



- 「いじめ対策委員会」を招集する。
- いじめられた生徒を徹底して守る。
- 見守り体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

正確な実態把握

指導体制・方針の決定

生徒への指導・支援

事後の対応

- 当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- 個々に聴き取りを行う。
- 関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

- 指導のねらいを明確にする。
- すべての教職員の共通理解を図る。
- 対応する教職員の役割分担を考える。
- 教育委員会、関係機関との連携を図る。

- いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。

保護者との連携

- 直接会って、具体的な対策を話す。
- 協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

- 継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

V ネット上のいじめへの対応 【茨城県いじめの根絶を目指す条例第18条】

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、本校の校則にある利用禁止の意図、また生徒たちのパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うことが重要である。

早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの。

トラブルの事例

ネット上のいじめ

- メールでのいじめ
- ブログ（*ウェブログの略 個人や数人のグループで管理され日記のように更新されるWebサイト）でのいじめ
- 学校非公式サイト(学校裏サイト)でのいじめ



特殊性による危険

- ◆匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。

- SNS（「ソーシャルネットワークサービス」の略 コミュニティ型の会員制のWebサイト）から生じたいじめ



- ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

- 動画共有サイトでのいじめ



- ◆一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のためには

未然防止のためには、学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行うことが大切である。

情報モラルに関する指導の際、生徒たちに理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行う。

〈インターネットの特殊性を踏まえて〉

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること
- 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと

3 早期発見・早期対応のためには

関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- 書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を子ども、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。

書き込みや画像の削除に向けて

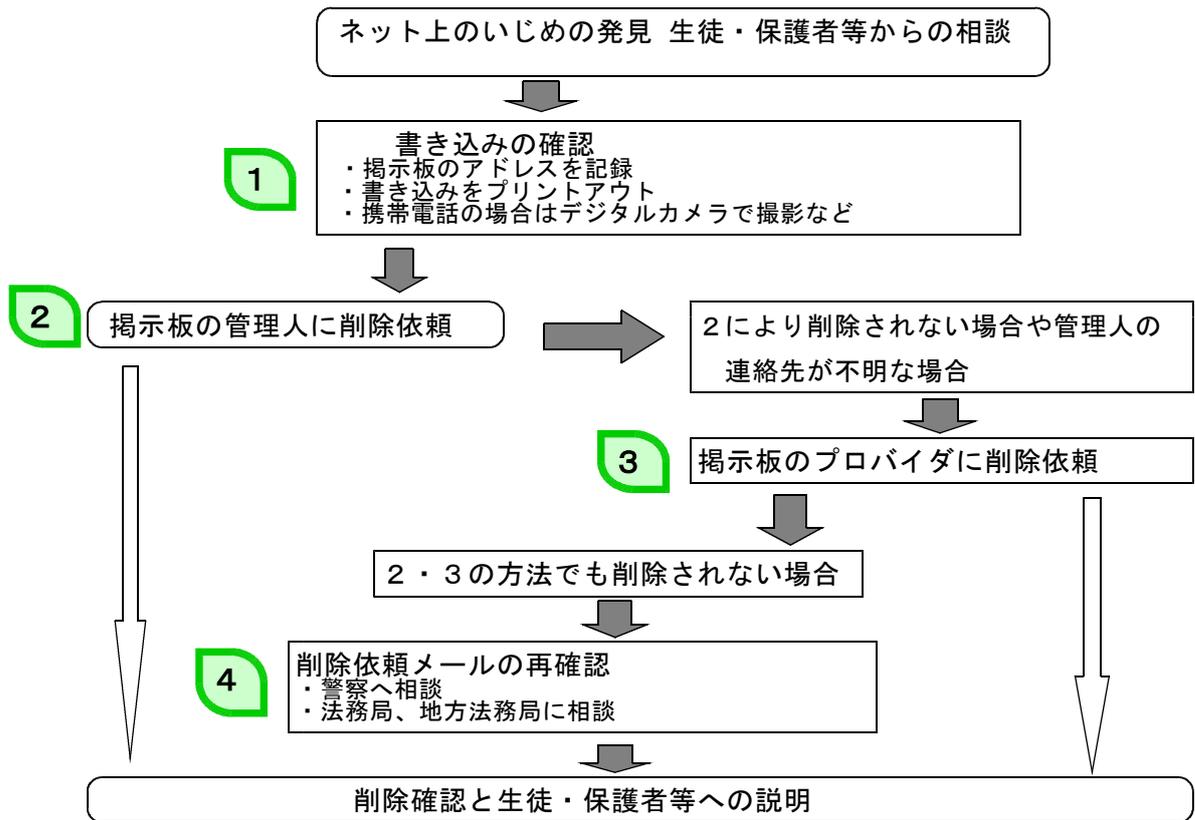
被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。

※ 学校非公式サイトでの削除も同様

〈指導のポイント〉

- 誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- 匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- 書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

書き込み等の削除の手順



VI いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題への取組にあたっては、「いじめを根絶する」という強い意志を教職員全体が共有し、学校全体で組織的に取り組む必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない学校風土を醸成するための「予防的」、「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う必要がある。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の現状や地域の実態に応じた取組を展開することが大切となる。

1 いじめ対策委員会の設置について

- 定例のいじめ対策委員会は、月3回開催する。（学校運営会議の時に開催する。）
- 構成員・・・校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー（但し、実態等に応じて柔軟に対応する。）
- いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて役割分担を編成し対応する。
- いじめ対策委員会での内容や事案に応じた対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

2 年間を通したいじめ防止・年間指導計画について

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修、生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。
- いじめ問題の未然防止のために、人権教育の視点を生かした授業づくりや人権に関する個別の課題を取り扱った道徳教育や学級活動等に取り組むことが大切である。

【年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月
職員会議等	○いじめ対策委員会 ・指導方針 ・指導計画等 ○職員会議 ・報告・周知 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会
未然防止対策	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○生教育講演会 ○スポーツフェスティバルの活用 ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○人権フォーラム ○道徳の授業
早期発見	実態把握 ○アンケート調査 ○家庭訪問	○アンケート調査	○アンケート調査 ○教育相談	○アンケート調査 ○保護者との面談

	8月	9月	10月	11月	12月
職員会議等	○いじめ防止対策研修会 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会
未然防止対策		○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○道徳の授業 ○3年修学旅行 ○1、2年校外学習	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○ケータイ・ネット講習会 ○学級活動(人権) ○秋徳祭の活用	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○道徳の授業
早期発見	○家庭訪問 (気になる生徒)	実態把握 ○アンケート調査	○アンケート調査	○アンケート調査 ○保護者との面談 ○教育相談	○アンケート調査

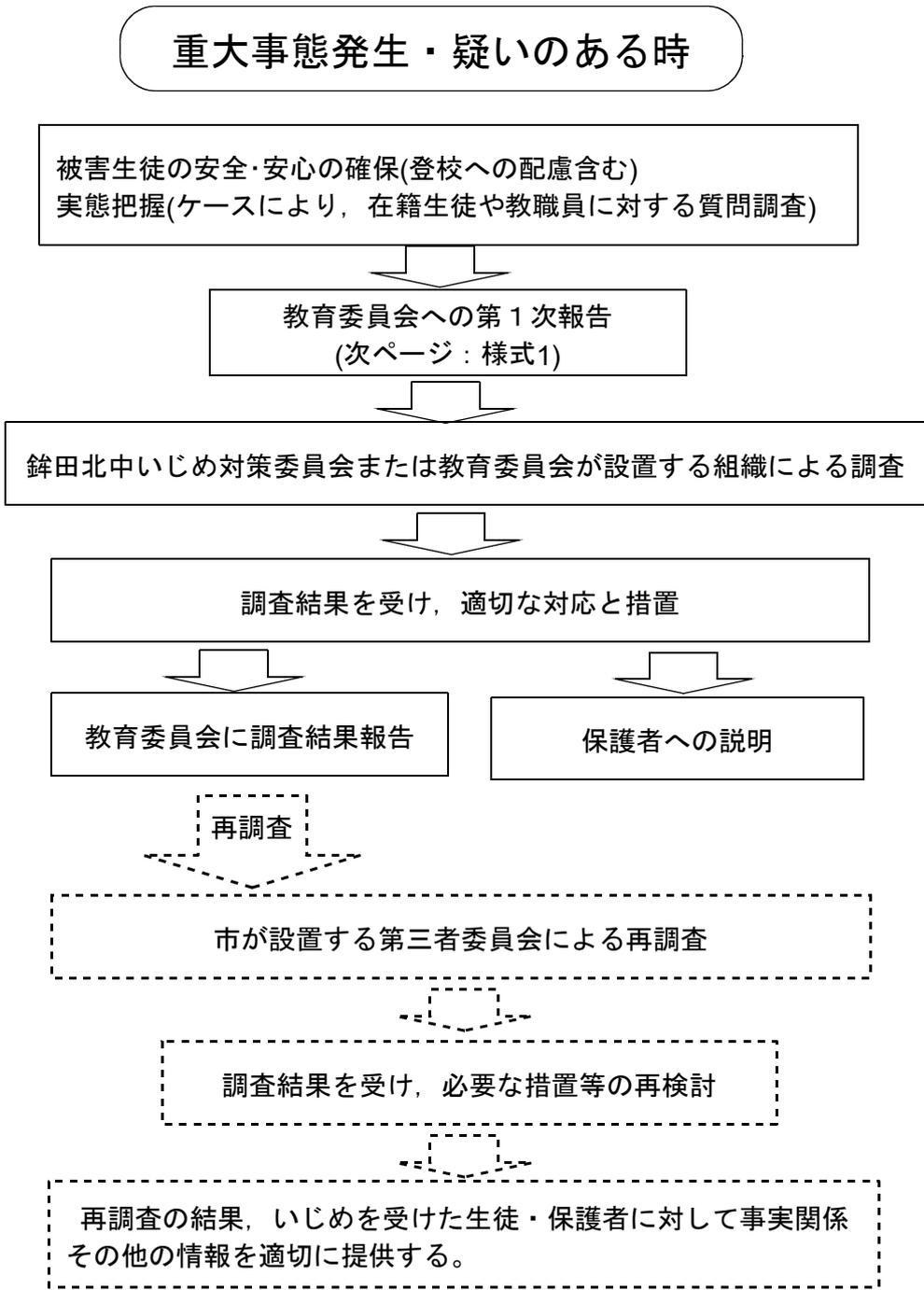
	1月	2月	3月
職員会議等	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・対応の確認 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会	○いじめ対策委員会 ・実態の報告 ・次年度に向けた改善策の検討 ○職員会議 ・報告・情報共有 ○生徒指導協議会
未然防止対策	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○人権フォーラム ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○道徳の授業	○人間関係づくり SGE (学年・学級) ○学級活動(人権) ○道徳の授業
早期発見	実態把握 ○アンケート調査	○アンケート調査 ○教育相談	○アンケート調査

VII いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

(1) 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法より）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 【いじめ防止対策推進法 第二十八条】

(2) いじめ防止対策推進法に基づく、重大事態発生・疑いのある時の対応図



VIII 教育委員会、警察等の関係機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導主事、学年主任を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切である。

1 教育委員会との連携について

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指していく。

2 出席停止・転学措置について

生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要である。しかし、指導の効果があがらず、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、学校長が出席停止を検討する必要がある。出席停止制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものである。

3 警察との連携について

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に鉦田警察署に相談し、連携して対応することが必要である。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

<生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合>

- 速やかに教育委員会、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。
- 事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。
- 事案によっては、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。